

全建労発第 54 号
令和 2 年 1 月 22 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

一般社団法人 全国鐵構工業協会における
「働き方改革」実施に向けた統一目標に係る取組への協力依頼

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全国の鋼構造物製造及び工事業に関わる企業で構成されている一般社団法人 全国鐵構工業協会（以下、全構協）では、働き方改革関連法に対応するため、標記統一目標を設定し、活動を推進していくこととされています。

全構協会員企業の大部分は中小企業ファブ（製造工場）に該当し、時間外労働の上限規制適用の猶予がなく、本年 4 月 1 日から中小企業ファブに対して時間外労働の上限規制適用対象となるところです。

こうした状況を鑑み、全構協より本会に対しまして、別紙のとおり、標記統一目標を実現するための取組への協力依頼がありました。

つきましては、主旨をご理解いただいた上、会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）

2020年1月21日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 様



『働き方改革』実施に向けた当協会の統一目標設定について
〔 時間外労働の上限規制対応<休日の確保> 〕

拝啓 時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鉄構業界においても、『働き方改革』に対する対応が求められる中、2020年4月1日より、当協会の大部分の構成員企業（中小企業ファブ）に対しても、『働き方改革』関連法規が適用されることとなります。関連法規の改正内容の発信等を通じて、会員各社へは、対応内容の周知に努めておりますが、ファブ各社が『働き方改革』に関する認識を持つだけでは、実現が難しいのが実状です。

特に、『働き方改革』関連の各項目の中でも、「時間外労働の上限規制」に関する課題、とりわけ、「現場作業」における働き方（休日取得）については、取引先（ゼネコン等）の影響が大きく、ファブの自助努力だけでは、達成が難しい課題であると認識しております。この状況を踏まえ、法令遵守に向けて、「現場作業」の休日取得対応について、協会として統一目標を設定し、活動を推進して行きたいと考えております。

（※貴団体が2017年9月に発表している「働き方改革行動憲章」に沿った活動を、足並みを揃えて推進して行くというものです。）

つきましては、趣旨をご理解いただき、本活動へご協力くださいますようお願い申し上げます

敬具

記

1. 『働き方改革』実施に向けた全構協の統一目標 （別紙）

以上

『働き方改革』実施に向けた全構協の統一目標

<全構協の統一目標（取組み）>

○「一般社団法人 全国建設業協会」様、「一般社団法人 日本建設業連合会」様が発表している取組みに合わせ、全構協の統一目標として

『現場作業については、第一段階として4週6休とする。
（原則として第2、第4土曜日の現場作業を休みとする。）』

○上記内容を、取引先に周知するとともに、取引先と連携して、『働き方改革』の実施、健全な労働環境の確保に向けた活動を推進する。

<取組み実施内容>

- 1) 『働き方改革』関連法令適用に伴い、2020年4月1日から活動を開始する。
- 2) 活動においては、対象現場の条件は特定せず、全現場を対象とする。
- 3) 実際の適用については、各社が個別に取引先（ゼネコン殿等）と協議・相談をしながら、相互理解に基づき実施して行く。

以上